平成２２年（フ）第４２０号
盛岡市南青山町19番22号　カーサ青山102号、旧住所東京都八王子市長房町551番地129
債務者　板谷　　新
1　決定年月日時　平成22年９月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月27日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第４８４号
盛岡市みたけ３丁目５番20号
債務者　松森　聡公
1　決定年月日時　平成22年９月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月27日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第４９０号
岩手県岩手郡滝沢村滝沢字巣子937番地15
債務者　藤澤　敦雄
1　決定年月日時　平成22年９月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月27日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第４９４号
盛岡市下鹿妻字北32番地11　レオパレスシャールポンドＢ111号
債務者　佐々木貞悦
1　決定年月日時　平成22年９月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月27日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第４９６号
盛岡市厨川２丁目19番13―502号
債務者　川村　州吾
1　決定年月日時　平成22年９月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月27日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第５１４号
岩手県二戸郡一戸町小繋字西田子73番地116
債務者　田子　幸雄
1　決定年月日時　平成22年９月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月27日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第５１８号
盛岡市上堂４丁目３番７号
債務者　金子　友美
1　決定年月日時　平成22年９月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月27日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第５２３号
盛岡市みたけ２丁目７番38号　前逢荘２号、申立時の住所盛岡市東見前１地割43番地１カーサ・ミニョンＡ103号
債務者　荒川　里絵
1　決定年月日時　平成22年９月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月27日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第５３４号
盛岡市緑が丘３丁目10―28　コートメリーランド103号、住民票上の住所盛岡市浅岸３丁目16番10―305号
債務者　小笠原陽子
1　決定年月日時　平成22年９月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月27日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第７１号
岩手県北上市孫屋敷14番20号
債務者　菅原奈奈子
1　決定年月日時　平成22年９月２日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月27日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２２年（フ）第２１９号
群馬県藤岡市岡之郷77番地１
債務者　関口　　毅
1　決定年月日時　平成22年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月27日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２２年（フ）第２４３号
群馬県高崎市足門町1621番地６
債務者　上原　秀雄
1　決定年月日時　平成22年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月27日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２２年（フ）第２５９号
群馬県高崎市上佐野町159番地１　イーリスⅡ105号
債務者　丸形　一義
1　決定年月日時　平成22年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月27日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２２年（フ）第２６２号
群馬県高崎市新町1765番地４　笛木荘Ｇ号
債務者　山口　政男
1　決定年月日時　平成22年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月27日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２２年（フ）第２６３号
群馬県高崎市南新波町138番地　市住３棟311号
債務者　井上かほる
1　決定年月日時　平成22年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月27日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２２年（フ）第３４４号
埼玉県本庄市傍示堂436番地３
債務者　石原　朋子
1　決定年月日時　平成22年９月２日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月27日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２２年（フ）第１３３号
岐阜県瑞浪市日吉町7540番地の61
債務者　林　　礼子
1　決定年月日時　平成22年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月27日まで
岐阜地方裁判所多治見支部